

## 自家配合飼料製造支援事業Q & A（未定稿）

令和5年9月  
長野県農政部園芸畜産課

### 【共通】

問1 支援金の交付対象者とはどのような者か。

（答）

補助金の交付対象となる者は次の要件を満たすものです。

1 次のいずれかに該当する者

- ① 県内在住者又は法人で、県内に農場を有し、主に畜産業を営む者
- ② ①に掲げる者が議決権の過半数を有する法人等で、製造した配合飼料を①に供給する者
- ③ ①及び②に掲げる者以外の者であって、事業の趣旨を達成するために知事が特に適当と認めた者

2 令和4年度及び令和5年度に自家配用とうもろこしを調達し、自家配用とうもろこしを用いて自家配合飼料を製造し、利用又は販売していること。

3 自家配合飼料製造設備を有していること、若しくは自家配合飼料製造を行う者と製造を委託する契約を締結していること。

問2 支援金の対象となる自家配合飼料はどういった飼料か。

（答）

1 自家配用とうもろこしを調達するとともに、当該とうもろこしを用いて畜産農家自ら又は畜産農家が委託する者の自家配合飼料製造設備により製造する配合飼料を指します。

2 なお、配合飼料価格安定制度の補てんの対象になっている配合飼料は、支援の対象となりません。

問3 自家配用とうもろこしとはどのようなものか。

(答)

自家配用とうもろこしは、丸粒とうもろこし、単体飼料とうもろこし及び魚粉等2種混合とうもろこしのいずれかを指します。購入されているとうもろこしが、自家配用とうもろこしに該当するか不明な場合やその分類が不明な場合は、そのとうもろこしの販売業者にお問い合わせください。

① 丸粒とうもろこし（丸粒）

関税割当制度により輸入されるとうもろこしで、丸粒（粒のままの形態）で畜産農家に供給されるとうもろこし

② 単体飼料とうもろこし（単味）

加熱圧ぺん、加圧加熱等により、飼料用以外に使用できなくなる加工を施したとうもろこし（関税定率法施行令第6条に規定する単体飼料のうちとうもろこし）

③ 魚粉等2種混合とうもろこし

とうもろこしと副原料（1種類）を混合した混合飼料のうち、とうもろこしの割合が概ね95%以上のもの（関税定率法施行規則別表の4の中段に規定する規格を満たす配合飼料）。副原料には、魚粉以外にも、大豆油かす等の植物性油かす、アルファルファミール等があります。

問4 とうもろこし等を補助対象とした理由はなぜか。

(答)

今回の助成については、国の「低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策」（以下、「国事業」という。）への上乗せ措置として事業化したものであり、国事業の対象が単味等のとうもろこしに限られたことから、県事業の対象も同様としたところです。

自家配合飼料の原料は農家ごとに多岐にわたりますが、とうもろこしは、

- ① 配合飼料として利用されている原料の中でも最も多く利用されていること、
  - ② 価格について国公表データで把握でき客観的に支援額を決定できること、
  - ③ 畜種横断的に支援する必要があること、
- を踏まえ、とうもろこしを支援対象としました。

問5 飼料製造会社から購入する配合飼料にとうもろこしが入っているが、支援金交付対象か。

(答)

- 1 国事業については、昨年度に配合飼料価格安定制度に対する国の緊急対策が実施される中で、単味飼料への支援が強く要望され、国において措置されたものです。このため、配合飼料価格安定制度のある既存の配合飼料については対象となりません。
- 2 配合飼料を購入している畜産農家においては、今回のような急激な飼料価格の高騰を踏まえ、配合飼料価格安定制度の対象となる飼料の購入や、飼料の購入先が当該制度に加入するよう協議することも大切です。
- 3 なお、自ら自家配合飼料製造設備を所有等していない場合であっても、当該設備を所有する者に委託契約等により独自の配合飼料の製造を委託等している場合は対象となります。

問6 魚粉等2種混合とうもろこしは、とうもろこし以外の原料を差し引いて申請する必要があるか。

(答)

とうもろこし以外の原料は支援の対象とはならないので、申請の際は、その重量を差し引く必要があります。

申請の際は、魚粉2種混合とうもろこしの製造業者が発行するとうもろこしの配合割合が記載された品質表示の写しの添付が必要となります。

問7 補助対象数量を令和4年度分とした理由はなぜか。

(答)

問4のとおり、今回の助成については、国事業への上乗せ措置として事業化したことから、国の事業対象期間と同様に令和4年度の購入数量を対象としています。

問8 補助率はどのように算定したのか。

(答)

国が公表している統計データ等から試算した令和4年度の農家購入価格から、令和元年・2年の平均価格を差し引き、その1/2の額から国事業で補てんされる1,200円/トン差し引いた額としています

問9 事務手続きのスケジュールを教えてください。

(答)

本事業の事務手続きは、おおむね下記表のとおり予定しています。

申請については、各地域の農業農村支援センターにおいて、9月25日から開始し、10月23日（消印）まで受け付けます。

申請期間を過ぎると補助対象とならない場合がありますので注意してください。

その後、農業農村支援センターで申請書類等を審査し、11月中旬以降、順次支払いを開始します。

No.	手続き	提出先等	提出期限等
1	要綱及び申請書様式等を県ホームページに掲載		令和5年9月25日（月）
2	事業申請受付	申請者 → 農業農村支援センター	令和5年9月25日（月）～ 令和5年10月23日（月）
3	申請書類等の審査	農業農村支援センター	～令和5年11月中旬
4	支援金交付	農業農村支援センター → 申請者	令和5年11月中旬以降順次
5	取組実施状況報告	申請者 → 地域振興局	令和6年5月31日（金）

問10 支援金の使途に制限はあるか。

(答)

支援金の使途に制限はありません。

自家配合飼料を製造し、県内農家等へ供給している法人等に支援金が交付された場合は、当該法人等において支援金の使途を決めてください。

ただし、本事業の趣旨に沿ったご活用をお願いします。

【事業の要件関係】

問 11 自家配合飼料製造設備というのはどのような設備か。

(答)

自家配合飼料製造のために複数の原料を攪拌する機能がある機械（攪拌機等）を指します。

単に、飼料原料を粉碎する粉碎機や飼料を保管するだけのタンク、サイロ等は含まれません。

問 12 譲り受けた自家配合飼料製造設備は対象か。

※令和 5 年 9 月 25 日追加

(答)

- 1 自家配合飼料製造設備を有することが確認できる書類を添付して申請することで補助対象となります。
- 2 自家配合飼料製造設備を有することが確認できる書類については、問 20 をご確認ください。

問 13 自家配用とうもろこしを調達していれば、自家配合飼料製造設備を持っていない場合でも対象となるか。

(答)

- 1 自家配用とうもろこしを調達している場合でも、自家配合飼料製造設備を持っていない場合は対象になりません。
- 2 ただし、自家配合飼料製造設備を有する者に製造委託している場合は、その委託契約書等を提出いただくことで対象となります。

問 14 TMR センターが自家配用とうもろこしを調達している場合、当該 TMR センターから TMR 飼料を購入した畜産農家は対象となるか。

(答)

- 1 申請者が自家配用とうもろこしを調達していない場合は対象となりません。  
本事業は、交付対象経費となる自家配用とうもろこしの調達数量を「自家配用とうもろこしを調達した納品書等」により確認するため、納品書等により調達者（申請者）が確認できない場合は、交付の対象となりません。
- 2 なお、当該 TMR センターの議決権の過半数を県内畜産農家等が有する場合、当該 TMR センターは事業対象となります。

問 15 自家配合飼料製造を行う者と製造だけでなく、自家配用とうもろこしの調達についても委託している場合、対象となるか。

※令和5年10月17日追加

(答)

- 1 飼料の製造及び自家配用とうもろこしの調達を委託している畜産農家等で、申請農家等における自家配用とうもろこしの調達内容が確認できる場合は、対象となります。
- 2 なお、事業申請時に以下の書類等を添付してください。
  - ① 飼料の製造及び自家配用とうもろこしの調達について委託していることが確認できる委託契約書等の写し
  - ② 委託先が発行した、申請者の委託に基づき調達した自家配用とうもろこしの内容が確認できる明細等（自家配合飼料の原料である自家配用とうもろこしの調達年月日、自家配用とうもろこしであることが確認できる品名、数量が確認できる必要があります。）

#### 【交付申請関係】

問 16 交付申請の方法及び申請に必要な書類は何か。

(答)

- 1 次の書類について、地域振興局農業農村支援センターに提出してください。  
この補助金については、申請受付、実績確認、請求、支払いを一括で行います。  
なお、実績確認時に農場において自家配合製造設備の確認や通帳の確認を行う場合があります。
- 2 申請に必要な書類は次のとおりです。
  - ① 補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
  - ② 令和4年度に自家配用とうもろこしを調達した納品書等（写し）
  - ③ 自家配用とうもろこしの調達状況の一覧
  - ④ 自家配合飼料製造設備を有していることを証する書面等（写し）
  - ⑤ 自家配合製造設備の写真（製造ナンバー、製品名が判るもの）
  - ⑥ その他知事が必要と認める書類等

問 17 自家配用とうもろこしを調達した納品書等とはどのような書類か。

(答)

- 1 事業の対象者が自家配用のとうもろこしを調達したことが確認できる納品書や領収書のほか、自家配用とうもろこしの販売業者が発行した販売証明書や関税割当証明書等でも構いません。
- 2 ただし、いずれの場合でも、調達者の氏名、調達の年月日、自家配用とうもろこしであることが確認できる品名、数量が確認できる必要があります。

問 18 令和 4 年度の自家配用とうもろこしの調達に係る納品書等はすべて提出が必要か。

(答)

支援金の交付対象数量は、提出された納品書等により令和 4 年度内における調達が確認できた数量になります。

したがって、令和 4 年度に自家配用とうもろこしの調達を行っていたとしても、納品書等の提出がない数量については支援金の交付の対象にはなりません。

問 19 令和 5 年度は令和 4 年度よりも自家配用とうもろこしの調達数量が減少する見込みとなるが、令和 4 年度の調達数量全量が事業の対象となるのか。

(答)

対象になります。

ただし、令和 5 年度に自家配用とうもろこしの調達を継続する必要があることから、令和 5 年度に自家配用とうもろこしを調達していない（調達しない）場合は対象になりません。

問 20 令和 4 年度に調達した自家配用とうもろこしと令和 5 年度に調達した自家配用とうもろこしの種類が異なる場合でも事業対象になるか。

(答)

対象になります。

問 21 自家配合飼料製造設備を有することの確認方法を教えてほしい。

※ 問及び回答を修正しました  
(R5.9.25)

(答)

- 1 申請者は、自家配合飼料製造設備の保有形態等に応じて、以下のいずれかの書類を農業農村支援センターに提出してください。

【自らで自家配合飼料製造設備を有している場合】

- ① 自家配合飼料製造設備の写真
- ② 次のいずれかの書類
  - ・市町村等が発行した償却資産課税台帳の写し(令和5年1月1日時点の台帳に限る。)
  - ・市町村等で償却資産課税台帳の写しの発行ができない場合、令和5年1月に市町村等へ提出済の「償却資産申告書」及び「種類別明細書」の写し
  - ・「青色申告決算書」の減価償却費の計算表の写し等

【自家配合飼料製造設備を有している者と製造を委託する契約を締結している場合】

- ・申請者と製造を委託する者の委託契約が確認できる委託契約書の写し(令和4年度の委託が確認できるもの)

【リース等で自家配合飼料製造設備を有している場合】

- ① 自家配合飼料製造設備の写真
- ② 自家配合飼料製造設備をリースしていることが確認できる書類の写し(令和4年度のリース契約書等)

- 2 事業参加者が提出された書類を基に、現地調査等によって、自家配合飼料製造設備を有していること等を確認する場合があります。

問 22 自家配合飼料製造設備を複数所有する場合、すべての製造設備についての固定資産台帳等の写しを添付する必要があるか。

※令和5年9月25日追加

(答)

自家配合飼料製造設備を複数所有する場合、使用している製造設備について確認書類を添付してください。

問 23 農場が複数あり、管轄する農業農村支援センターが複数の場合、申請等の手続きはどこにすればよいか。

※令和5年9月25日追加

(答)

- 1 主たる事務所が所在する地域の農業農村支援センターへ提出してください。
- 2 なお、それぞれの農場で自家配合飼料製造設備を有し、製造・利用している場合、それぞれの農場の製造設備を確認する場合があります。



【その他】

問 24 令和5年度中に経営中止を考えているがどうすればよいか。

(答)

本事業は、畜産経営の継続を事業目的に掲げているため、令和5年度末（令和6年3月31日）まで経営を継続している者が対象となります。

今年度中に経営を中止する場合は、申請を行わないよう注意してください。

問 25 国産子実とうもろこしは事業の対象になるか。

(答)

本事業では、問5に示す自家配用とうもろこし（丸粒とうもろこし、単体飼料とうもろこし及び魚粉等2種混合とうもろこし）について支援することとしていますので、国産子実とうもろこしについては、支援の対象外となります。